

平成 26 年度税制改正の解説

個人事業者の事業再生を促進するための税制措置

平成 26 年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」が国会において可決・成立し、別段の定めがあるものを除き、同法とそれに関連する政省令等が平成 26 年 4 月 1 日より施行されています。

平成 26 年度税制改正では、個人事業者の事業再生を促進するための税制措置として、「債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例」と「免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入制度」が創設されています。

1 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例（創設）

(1) 新制度の内容

青色申告書を提出する個人が、その有する債務につき、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき作成されていることその他の一定の要件(注)を満たすもの（債務処理計画といいます。）に基づき免除を受けた場合において、その準則に定められた方法により減価償却資産及び繰延資産等の評価を行っているときは、これらの資産の評価損の額に相当する金額は、その免除を受けた日の属する年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされています。ただし、その必要経費に算入する金額は、上記の規定を適用しないで計算したその年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額が限度とされています（新措法 28 の 2 の 2、新措令 18 の 6）。

(注) 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 4 号又は第 5 号に掲げる要件をいいます（新措令 18 の 6①）。

(2) 適用時期

上記の改正は、個人が平成 26 年 4 月 1 日以後に債務処理計画に基づき債務の免除を受ける場合に適用されます（改正法附則 58、改正措令附則 2）。

2 免責許可の決定等により債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入（創設）

(1) 新制度の内容

居住者が、その有する債務につき、破産法第 252 条第 1 項の規定による免責許可の決定、再生計画認可の決定その他資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であると認められる事由により免除を受けた場合には、その免除により受ける経済的な利益の額については、各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しないこととされています（新所法 44 の 2①）。ただし、その経済的な利益の額のうち、次に掲げる金額に相当する部分については、上記の規定は適用されません（新所法 44 の 2②）。

① その免除を受けた年において、その経済的な利益の額がないものとしてその債務を生じた業務に係る各種所得の金額を計算した場合にその各種所得の金額の計算上生じる損失の金額

② その免除を受けた年において、その経済的な利益の額をその債務を生じた業務に係る各種所得の金額の計算上総収入金額に算入して計算した場合に、その生じる各種所得の金額から純損失の繰越控除により控除すべきこととなる金額

上記の規定は、確定申告書に同規定の適用を受ける旨、同規定により総収入金額に算入されない金額その他一定の事項の記載がある場合に限り、適用されます（新所法 44 の 2③、新所規 21 の 2）。

（注） 新制度の創設により、所得税基本通達 36-17（債務免除益の特例）は廃止されるものと考えられます。

(2) 適用時期

上記の改正は、平成 26 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 2）。

中村慈美税理士事務所

税理士 中村 慈美

税理士 小松 誠志

〒 107-0052

所在地 東京都港区赤坂 2-19-8 赤坂 2 丁目アネックス

TEL 03-5549-9855(代表) / FAX 03-5549-9856

e-mail info@nakayoshi-tax.com

事務所 HP <http://nakayoshi-tax.com/index.html>

中村慈美税理士事務所について

税務相談	
組織再編(M & A)	合併、事業譲渡、会社分割、株式譲渡、増資、株式交換、移転等それぞれの状況に最善の提案を致します。
不良債権処理・事業再生	バランスシート上の処理から清算、会社更生法、民事再生法等それぞれの状況に最善の提案を致します。
専門家向けアドバイス	弁護士・公認会計士・税理士等の専門家が抱える諸問題に対して税務上のアドバイスをを行います。
会計・申告	会計指導、税金対策、決算・申告業務等を行います。
税務代理等	
税務調査対応・不服申立	税務調査時の適切な対応等のアドバイスを行います。 不当な処分により、権利・利益を侵害された納税者を救済する為の不服申立等の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 重加算税/仮装の事実がないと認定した事例 平成16年5月19日裁決 他
事前照会	国税当局に対する事前照会の準備作業・補助・代理等を行います。 【業務実績の紹介】 ・ 株式移転後に株式移転完全子法人を合併法人とする適格合併が見込まれている場合の当該株式移転に対する適格判定について 平成21年3月31日回答
意見書作成	税務上の取扱いについて疑義が生じる取引等について、税務の専門家の立場として見解を述べます。 【業務実績の紹介】 ・ ブルドックソース事件についての意見書作成ブルドックソース株主総会決議禁止等仮処分命令申立事件(申立審(東京地方裁判所)) 他 「ブルドックソース事件の法的検討-買収防衛策に関する裁判経過と意義-」(商事法務)に意見書が掲載されています。
会社設立・各種届出	会社設立前相談から設立後届出までを行います。
講演	専門家等へのセミナーを行っております。
執筆	組織再編や事業再生、不良債権処理を中心に幅広く執筆しております。